資料4－3

熊本県　水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会

H27.2.13/熊本県環境政策課・廃棄物対策課

# 水銀フリー社会の実現に向けた「ロードマップ（主な取組）」（案）

平成27年度（2015年度）　平成28年度（2016年度）　平成29年度（2017年度）以降

**国内の法整備 水俣条約の動き**

国会に法案提出 → 新法成立 → 政省令制定 → 条約締結 → 条約発効？（UNEPによると、2016年～2017年頃までの条約発効が見込まれている） → 条約締結国による会議開催

※産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループと中央環境審議会 環境保健部会 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会の合同会合（第5回）
資料5「今後の課題」の検討の進め方について（案）を参考に作成

**水銀含有製品の製造等**

- **代替製品等開発・販促**
  - ＜製造事業者等＞ 代替製品等の開発、販売促進
- **製品中の水銀有無表示**
  - ＜製造事業者等＞ 水銀使用の有無を製品に表示（水銀を含む電池等が組み込まれている製品についても表示）
- **代替製品等へ転換促進**
  - ＜県＞ 水銀体温計等の早期回収ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ 代替製品等の広報 → ＜県民・使用事業者＞ 製品の買い替えの際には、代替製品等に転換

**水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬**

- **廃棄方法等の理解促進**
  - ＜県＞市町村等、事業者向けの研修会を開催 → ＜県民・使用事業者＞ 廃棄方法を理解し、適正に廃棄
  - ＜市町村等＞ 製品ごとの廃棄方法を広報
- **効率的な体制整備**
  - ＜国＞ 事例収集・情報発信 → ＜県＞ 市町村等・事業者と連携 体制構築・補助制度創設 → ＜市町村等＞ 回収ボックスの設置など、各地域に合った効率的な体制を整備
  - ＜事業者＞ 業界団体ごとに収集する等、効率的な体制を整備
- **自主回収の強化・構築**
  - ＜事業者＞ 水銀含有廃棄物の自主回収を強化・構築

**水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分**

- **水銀回収義務付け等**
  - ＜国＞水銀回収を義務付ける廃棄物を明確化
  - ＜県＞水銀回収すべき廃棄物を周知、適正な処分を指導
- **体制整備**
  - ＜国＞ 水銀含有廃棄物の保管、中間処理、最終処分の基準策定
- **回収された水銀の管理**
  - ＜県＞ 県内の水銀含有廃棄物から取り出される水銀見込量と同等量の水銀を保管・管理（水俣条約が発効するまでの間も、回収された水銀が世界で新たな水銀被害を生むことがないようにするため）